

特定行為研修を受けた看護師が 医師の診療を補助しています

専門的な知識や技術を要する特定行為を
十分な研修を受けた看護師が
医師の指示を受けて安全に実施しています。



呼吸や循環の管理、点滴や薬剤の調整など、
その内容は多岐に渡ります（21 区分 38 行為）。

研修を受けた看護師が医師の診療を補助することで
より迅速な医療と継続的なサポートを提供できます。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

詳細は左下の厚生労働省のページをご覧ください。



厚生労働省
特定行為に係る看護師の研修制度

茨城県立中央病院 病院長